

別表一 各課税事業年度の復興特別法人税に関する申告書...平成二十四・四・一以後開始課税事業年度分

御注意

復興特別法人税は平成24年4月1日以後に開始する事業年度から課税されます。また、平成24年3月31日以前に開始した事業年度であっても、復興特別所得税が課された場合には、この申告書を提出することによりその復興特別所得税の還付を受けることができます。

Header information form including tax office details, taxpayer information, and filing date.

平成 年 月 日

課税事業年度分の復興特別法人税申告書 ()

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

Table with 10 rows for tax calculations, including columns for tax amount and descriptions.

課税標準法人税額等の計算

Table for calculating tax standard amounts, including columns for tax amount and descriptions.

税理士署名押印